

ガス導管事業者の2018年度収支状況等の 事後評価について ～法令に基づく事後評価～

第38回 料金審査専門会合
事務局提出資料抜粋
(2019年11月20日)



本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。
- 上記の事業者について、期日までに料金改定を実施する予定があるか否かを聴取する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の託送収支について、公表された収支を踏まえ、各社の超過利潤の状況を把握するとともに、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。

ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市の8社は、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
- それ以外にも、一般ガス導管事業者で4社、特定ガス導管事業者で2社において、一定水準額の2/3を超える超過利潤累積額が発生している。

超過利潤累積額 (2018年度末)	一般ガス導管事業者（125社）		特定ガス導管事業者（18社）	
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)
一定水準額超過	5	3	0	0
一定水準額の2/3～3/3	4	0	2	0
一定水準額の1/3～2/3	7	4	1	0
0～一定水準額の1/3	16	7	4	0
0未満	44	41	10	3

※ 各社公表資料（2019年11月18日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めている一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市の8社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日までに料金改定を実施予定である旨を確認した。
- 以上について、電力・ガス取引監視等委員会から所管の経済産業局長へ速やかに意見回答を行うべきである。

※1 料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動される。

➢ 3社（東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス）の翌事業年度の開始の日：2020年1月1日

➢ 5社（苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）の翌事業年度の開始の日：2020年4月1日

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

＜ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）＞

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（中略）

法令に基づく事後評価とりまとめ（案）

- 以上の結果を踏まえ、料金審査専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

事後評価の対象事業者のうち8社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、2018年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過した。これらの事業者については、期日※までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である。

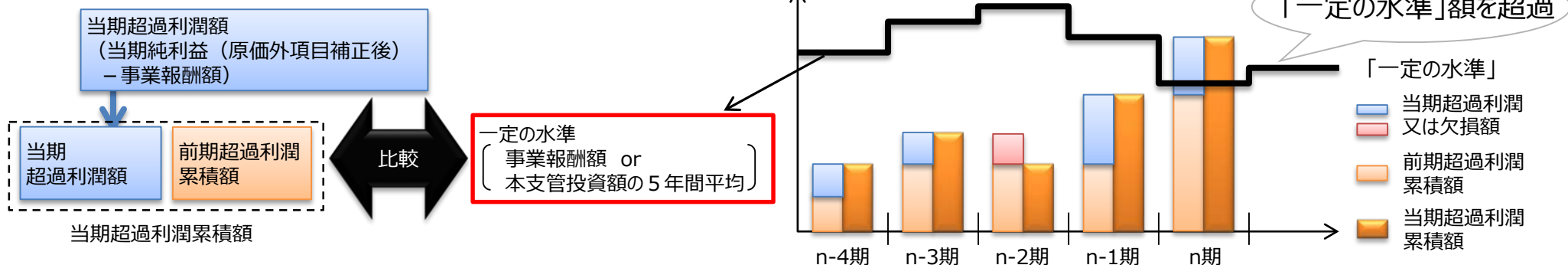
※2020年1月1日：東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス

2020年4月1日：苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2018年度託送収支にて一定水準額を超過した場合、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金改定の届出が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

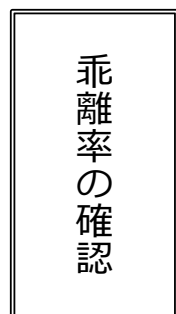


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

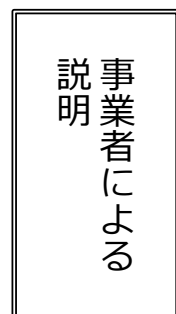
<フロー管理方式>

【STEP 1】



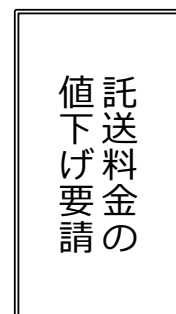
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の
発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

(参考) ガスの託送収支における「一定水準額」について

- ガス事業託送供給収支計算規則において、「一定水準額」は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかの額とすると規定されている。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（2011年2月）

I 託送供給制度

3. 託送供給約款変更命令発動基準の見直し

(2) 変更命令発動基準（トリガー要件）の明確化

（中略）

「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去5年平均の値（以下「託送投資額相当」という。）とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進（「設備投資インセンティブ」の確保）につながるものと考えられる。

（中略）

なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当（例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの）とすることができるとすることが適当である。